
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **ステップ 2 を採用する金融機関における開示の検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）における信用リスク及び予想信用損失に関する開示の定め及び取り入れ方についての ASBJ 事務局による検討の方向性をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。また、ステップ 5 に関連する開示についてはステップ 5 において検討する。さらに、連結財務諸表における注記と単体財務諸表における注記の関係については別途検討する。

II. 会計基準の定めの確認

3. IFRS 第 7 号における信用リスク及び予想信用損失に関する開示の定め及び結論の背景の概要は別紙 1 のとおりである。また、別紙 2 において関連する IFRS 第 7 号の適用ガイダンスを示している。

III. ASBJ 事務局による検討の方向性

(基本的な方針)

4. IFRS 第 7 号は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の予想信用損失モデルの下では、見積りにおける予測の重大性及び企業による判断が増大するため、財務諸表利用者が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を十分に理解するうえで目的適合性があり有用な情報を提供するために必要な情報として、信用リスクに関する詳細な開示項目を定めている。換言すると、IFRS における予想信用損失モデルに基づく会計基準は、IFRS 第 9 号の会計処理に関する要求事項と IFRS 第 7 号の開示に関する要求事項をセットで適用することを前提に定められたものであると考えられる。
5. ステップ 2 では、国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準

と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を定めることを目的としている。ここで、会計処理を国際的な会計基準と遜色がないものとしているにもかかわらず、注記を異なるものとした場合には、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことができず、また、注記が異なることにより会計処理が異なるとの印象や準拠している会計基準が国際的な会計基準と異なるとの印象を国内外の利用者に与える可能性があり、国際的な会計基準と遜色がないと認められない可能性があると考えられる。

6. このため、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS 第 7 号で要求される開示をすべて取り入れて、統合的なものとするを基本的な方針とすることが考えられる。
7. ただし、ステップ 2 を採用する企業を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）については、開示に関する定めを取り入れないことが考えられる。
8. また、これまでの審議において会計処理に関して事務局提案について賛同する意見と異論の両論が聞かれている論点に関連する開示については、開示内容を確認することにとどめ、今後の審議を踏まえ別途検討を行うことが考えられる。

（個別に検討が必要な開示項目）

9. 上述の基本的な方針に従うことを前提としつつ、IFRS 第 7 号で要求される開示に関する定めを我が国の会計基準に取り込むに当たり、実務上の困難性が特に高いと思われる開示項目について個別に検討することが考えられる。
10. この点、別紙 1 に記載のとおり、IFRS 第 7 号における信用リスク及び予想信用損失に関する開示に関する定めは多岐にわたるものであるため、すべての開示項目を対象として分析を行うのではなく、特に利害関係者の関心が高い開示項目に焦点を当てて分析を行うことが考えられる。
11. 本委員会では、今後、個別に検討が必要と考えられる開示項目についてご意見を伺いたい。

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 4 項から第 8 項の信用リスクの開示に関する基本的な方針について、ご意見をお伺いしたい。
- ② 信用リスク及び予想信用損失に関連する開示のうち、個別に検討が必要と

考えられる開示項目について、ご意見を頂きたい。

以 上

別紙1 IFRS 基準における定め

- A1. IFRS 第7号は、企業は、報告期間の末日現在で晒されていた金融商品から生じるリスクの内容及び程度を財務諸表の利用者が評価することができるような情報を開示しなければならないとしている（IFRS 第7号第31項）。また、これらのリスクは、通常、信用リスク、流動性リスク及び市場リスクが含まれるが、それらに限定されないとしている（IFRS 第7号第32項）。
- A2. IFRS 第7号は、金融商品から生じるそれぞれのリスクについての定性的開示及び定量的開示として、企業は次の事項を開示しなければならないとしている。

（定性的開示：IFRS 第7号第33項）

- (a) リスクに対するエクスポージャー及び当該リスクがどのように生じたのか
- (b) リスク管理の目的、方針及び手続並びにリスクを測定するために用いている方法
- (c) 過年度からの(a)又は(b)における変更

（定量的開示：IFRS 第7号第34項）

- (a) 企業が報告期間の末日現在でリスクに晒されている程度に関する定量的データの要約。この開示は、企業の経営幹部（IAS 第24号「関連当事者についての開示」の定義による）、例えば企業の取締役会や最高経営責任者に対して内部的に提供される情報を基礎としなければならない。
- (b) (a)に従って提供されていない範囲で、第35A項から第42項で要求されている開示
- (c) (a)及び(b)に従って行う開示から明らかでない場合には、リスクの集中

（定量的開示における追加的な情報：IFRS 第7号第35項）

報告期間の末日現在で開示されている定量的データが、当期中の企業のリスクに対するエクスポージャーを表すものでない場合には、それを表す追加的な情報を提供しなければならない。

- A3. 信用リスクに関する具体的な開示項目として、IFRS 第7号は以下を定めている。各開示項目の内容は、次項以下でお示しする。

項目	開示内容	基準	適用指針
範囲及び目的	範囲	第 35A 項	B8A 項から
	開示目的	第 35B 項	B8J 項
信用リスク管理実務	信用リスク管理実務並びにこの実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかの説明	第 35F 項	B8A 項、 B8B 項
	予想信用損失の測定に用いるインプット、仮定及び見積技法の説明	第 35G 項	B8C 項
予想信用損失から生じた金額に関する定量的情報及び定性的情報	金融商品のクラス別に、期首残高から期末残高への調整表を用いた損失評価引当金の変動及び当該変動の理由の説明	第 35H 項	B8D 項、 B8E 項
	金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明	第 35I 項	
	認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、条件変更が予想信用損失の測定に与える影響	第 35J 項	—
	担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響	第 35K 項	B8F 項、 B8G 項、B9 項、B10 項
	当報告期間中に直接償却したが依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高	第 35L 項	—
信用リスク・エクスポージャー	金融商品の区別、信用リスク格付けごとの、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーの開示	第 35M 項	B8H 項から B8J 項
	単純化したアプローチを適用した営業債権等に関する IFRS 第 7 号第 35M 項の開示の代替的な取扱い	第 35N 項	

項目	開示内容	基準	適用指針
	減損の要求事項が適用されない金融商品に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示	第 36 項	B9 項、 B10 項
その他の開示	入手した担保及びその他の信用補完に関する情報	第 38 項	—

(範囲)

- A4. IFRS 第 7 号は、信用リスクについての IFRS 第 7 号第 35F 項から第 35N 項における開示は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項が適用される金融商品に適用しなければならないとしている (IFRS 第 7 号第 35A 項)。ただし、予想信用損失モデルに関する単純化したアプローチが適用される営業債権、契約資産及びリース債権については、一般的な開示に対する以下の例外が設けられている (IFRS 第 7 号 BC48GG 項)。
- (a) 営業債権、契約資産及びリース債権について、第 35J 項(a)の認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関する開示は、営業債権、契約資産又はリース債権のうち IFRS 第 9 号の 5.5.15 項の単純化したアプローチに関する規定に従って全期間の予想信用損失が認識されているものに対して、当該金融資産が 30 日超の期日経過となっている間に条件変更された場合に適用される (IFRS 第 7 号第 35A 項(a))。
- (b) 担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響に関する IFRS 第 7 号第 35K 項(b)の規定はリース債権には適用しない (IFRS 第 7 号第 35A 項(b))。

(開示目的)

- A5. 国際会計基準審議会 (IASB) は、開示される情報により財務諸表利用者が予想信用損失に関し可能性の高い金額を予測することが可能になる場合、情報は有用で目的適合性があるとしており (IFRS 第 7 号 BC48C 項)、信用リスクについての開示目的を以下のとおり定めている。

(IFRS 第 7 号第 35B 項)

第 35F 項から第 35N 項に従って行う信用リスクの開示は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理

解できるようにしなければならない。この目的を達成するため、信用リスクの開示は以下の情報を提供しなければならない。

- (a) 企業の信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているのかに関する情報（予想信用損失の測定に用いた方法、仮定及び情報を含む）
- (b) 予想信用損失から生じた財務諸表上の金額を財務諸表利用者が評価できるようにする定量的情報及び定性的情報（予想信用損失の金額の変動及び当該変動の理由を含む）
- (c) 企業の信用リスク・エクスポージャー（すなわち、企業の金融資産及び与信を行うコミットメントに固有の信用リスク）に関する情報（信用リスクの著しい集中を含む）

A6. ここで、開示目的を達成するための情報が他の場所に表示されている場合、当該情報が財務諸表から他の書類（経営者による説明又はリスク報告書などのうち財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの）への参照によって組み込まれていることを条件として、信用リスクの開示として繰り返す必要はないとされている（IFRS 第7号第35C項）。また、開示目的を満たすかを判断するうえでは、開示の詳細度及び集約又は分解の程度、開示要求のどの側面に重点を置くか、並びに財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するための追加的な説明が必要かを考慮する必要があるとされている（IFRS 第7号第35D項）。

A7. また、IFRS 第7号第35F項から第35N項の開示のみでは前項の開示目的を満たすうえで不十分な場合には、追加の情報を開示しなければならないとされている（IFRS 第7号第35E項）。

（信用リスク管理実務並びにこの実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するかの説明）

A8. IASB は、IFRS 第9号の予想信用損失モデルの下では、見積りにおける予測の重大性及び企業による判断が増大するため、財務諸表利用者が予想信用損失の見積りを十分に理解するうえで目的適合性があり有用な情報を提供するため、企業の信用リスク管理実務の開示が必要であると説明している（IFRS 第7号 BC48D 項）。

A9. また、IASB は、12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失を切り分ける IFRS 第9号の予想信用損失モデルにおいて、信用リスクが当初認識以降に著しく増大（以下「SICR」という。）しているかどうかの評価に用いる情報及び技法は、企業ご

とに異なり、金融商品の性質及び他の要因に応じて決まることから、予想信用損失の要求事項の適用方法を理解するための情報が有用であるとしている(IFRS 第7号 BC48E 項)。

A10. 本資料 A8 項及び前項の考えに基づき、IFRS 第7号は、信用リスク管理実務に関し、以下を開示することを要求している。

(IFRS 第7号第35F 項)

企業は、自らの信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかを説明しなければならない。この目的を満たすため、企業は財務諸表利用者が以下のことを理解し評価することを可能にする情報を開示しなければならない。

- (a) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかを企業がどのように判定したのか。これには、以下に該当するのかがどうか及びどのように該当するのかが含まれる。
 - (i) 金融商品が IFRS 第9号の 5.5.10 項に従って信用リスクが低いと考えられる（それが適用される金融商品のクラスを含む）。
 - (ii) IFRS 第9号の 5.5.11 項における推定（金融資産が 30 日超の期日経過である場合には、当初認識以降の信用リスクの著しい増大がある）が反証された。
- (b) 企業による債務不履行の定義（その定義を選択した理由を含む）
- (c) 予想信用損失を集合的ベースで測定した場合には、金融商品をどのようにグループ分けしたのか
- (d) 金融資産が信用減損金融資産であることを企業がどのように判定したのか
- (e) 企業の直接償却の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接償却したが依然として履行強制活動の対象とする金融商品に係る方針に関する情報を含む）
- (f) IFRS 第9号の 5.5.12 項の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更に関する要求事項をどのように適用したのか（企業が以下のことを行う方法を含む）

- (i) 損失評価引当金が全期間の予想信用損失に等しい金額で測定されていた間に条件変更された金融資産に係る信用リスクが、損失評価引当金が IFRS 第 9 号の 5.5.5 項に従って 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定されるところまで戻る程度に改善したという判断
- (ii) 上記(i)の要件に該当する金融資産に係る損失評価引当金が、どの程度、その後に IFRS 第 9 号の 5.5.3 項に従って全期間の予想信用損失に等しい金額で再測定されるのかの監視

第 35F 項(b):債務不履行（デフォルト）の定義

A11. IFRS 第 9 号では、債務不履行（以下「デフォルト」という。）は具体的に定義されていない¹。この点、デフォルトの概念は、特に SICR の評価に基づく相対的アプローチの適用に不可欠な基礎であるため（IFRS 第 7 号 BC48H 項）、IFRS 第 7 号は、企業によるデフォルトの定義及び当該定義を選択した理由を開示することを要求している。なお、適用指針は、この定義に関する情報を理解するのに役立つものとして以下を例示している（IFRS 第 7 号 B8A 項）。

- (a) 債務不履行を定義する際に考慮した定性的要因及び定量的要因
- (b) 異なる種類の金融商品に異なる定義を適用したのかどうか
- (c) 金融資産について債務不履行が発生した後の回復率（すなわち、稼働状況に復帰した金融資産の件数）に関する仮定

第 35F 項(c):金融商品のグルーピングの方法

A12. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）の発生損失モデルと異なり、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルの下では、損失評価引当金（貸倒引当金）は、個々の金融資産に関する減損の客観的な証拠に基づき認識されないため、概念的には信用損失を個別的に評価した場合と集散的に評価した場合は同じ結果をもたらすが、IASB は、以下の理由から、金融商品のグルーピングの方法を開示することを要求することを決定したとしている（IFRS 第 7 号 BC480 項）。

¹ IASB は、この理由として、デフォルトは実務的に幅のある理解がなされているため、会計基準上でこれを具体的に定義すると、財務報告目的の定義とリスク管理目的の定義が整合せず、予想信用損失に関する有用な情報を提供しないことなどを考慮したとしている。

（第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催）及び第 180 回金融商品専門委員会（2022 年 5 月 9 日開催）における「債務不履行（デフォルト）の定義」参照）

- (1) 企業は、金融資産が期日経過となる前に信用リスクの著しい増大を個別ベースで識別することを可能にするような合理的で裏付け可能な情報に対するアクセスを有していない場合がある。
- (2) 企業は、将来予測的な情報を予想信用損失の見積りに集合的ベースでしか織り込めない場合がある。

第 35F 項(e):直接償却の方針

A13. 当該開示は、IFRS 第 7 号第 35L 項で要求される当報告期間中に直接償却したが依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高の開示（本資料 A28 項参照）と合わせて開示されるとされている（IFRS 第 7 号第 35L 項）。

第 35F 項(f):条件変更に関する要求事項の適用方法

A14. 条件変更に関する要求事項の適用方法の開示を要求する理由として、IASB は、条件変更後の金融資産の信用リスクが改善して、当初認識時と比較して著しく増大したとは考えられなくなったのかどうかを企業がどのように判定するのかを含む情報は、企業が条件変更及び債務再編を通じて信用リスクをどのように管理しているのかの理解を高めると説明している（IFRS 第 7 号 BC48I 項）。

(予想信用損失の測定に用いるインプット、仮定及び見積技法の説明)

A15. IASB は、見積りにおける予測の重大性及び企業による判断が増大する IFRS 第 9 号の予想信用損失による減損モデルにおいて、予想信用損失の見積りに使用される方法、仮定及び情報に関する開示は、財務諸表利用者に有用な情報を提供するという開示目的（本資料 A8 項参照）を達成するための開示パッケージの中心的部分であると位置づけている（IFRS 第 7 号 BC48E 項）。これを踏まえ、IFRS 第 7 号では、信用リスク管理実務に関する開示に関連して、予想信用損失の測定に用いるインプット、仮定及び見積技法について以下を開示することが要求されている。

(IFRS 第 7 号第 35G 項)

企業は、IFRS 第 9 号のセクション 5.5 における要求事項を適用するために用いるインプット、仮定及び見積技法を説明しなければならない。この目的上、企業は以下の事項を開示しなければならない。

- (a) インプット及び仮定の基礎並びに以下のために使用する見積技法
 - (i) 12 か月及び全期間の予想信用損失の測定

(ii) 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかの判定

(iii) 金融資産が信用減損金融資産なのかどうかの判定

(b) 将来予測的な情報を予想信用損失の算定にどのように織り込んだのか
(マクロ経済情報の使用を含む)

(c) 報告期間中に行った見積技法又は重大な仮定の変更及び当該変更の理由

A16. 予想信用損失の測定又は当初認識以降の信用リスクの増大の程度の判定に用いられた企業の仮定及びインプットには、内部的な過去情報又は格付報告書から得た情報や、金融商品の予想存続期間及び担保の売却時期に関する仮定が含まれる場合があるとしている (IFRS 第7号 B8C 項)。

A17. 予想信用損失の見積方法あるいは重大な仮定の変更 (IFRS 第7号第35G 項(c)) の開示を要求する理由として、IASB は、予想信用損失の見積りは、金融商品の量の変化、全体的な市場の状況の変化又は重大な事象 (例えば、政府の債務危機、気象関連その他の災害など) によって変化する可能性があるため、重大な事象が企業の予想信用損失の見積りにどのように影響を与えたのかを記述した定性的な説明を含めるべきであるとしている (IFRS 第7号 BC48K 項)。

(金融商品のクラス別に、期首残高から期末残高への調整表を用いた損失評価引当金の変動及び当該変動の理由の説明)

A18. 損失評価引当金 (貸倒引当金) の変動について、以下を開示することが要求されている。なお、調整表の開示例が、適用ガイダンスの IFRS 第7号 IG20B 項に示されている (別紙2 参照)。

(IFRS 第7号第35H 項)

損失評価引当金の変動及び当該変動の理由を説明するため、企業は、金融商品のクラス別に、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を、表形式で、以下についての当期中の変動を区分して、提供しなければならない。

(a) 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金

(b) 以下について、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定した損失評価引当金

- (i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品
 - (ii) 報告日時点で信用減損している（しかし購入又は組成した信用減損金融資産ではない）金融資産
 - (iii) IFRS 第9号の5.5.15項に従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権
- (c) 購入又は組成した信用減損金融資産。調整表に加えて、企業は、当報告期間中に当初認識した金融資産に係る当初認識時の割引前の予想信用損失の合計額を開示しなければならない。

A19. IASB は、当該開示を要求する理由として、財務諸表利用者から、金融資産の総額での帳簿価額の変動と損失評価引当金への影響は、企業の金融商品の信用度と信用リスク管理実務を理解する上での不可欠な要素であるとの見解が一貫して強く主張されたためであると説明している。また、当該開示を行うためにはシステム変更を要し、当該情報の提供のコストは高いであろうが、こうした調整表は、12か月と全期間との損失評価引当金の間の変動や、予想信用損失の変動の原因、量と信用度の変動の影響についての主要な情報を提供するものとしている（IFRS 第7号 BC48R 項）。

A20. 購入又は組成した信用減損金融資産に関する追加の開示（IFRS 第7号第35H項(c)）を要求する理由として、IASB は、購入又は組成した信用減損金融資産の当初認識時の価格付けに黙示的に含まれている割引前の予想信用損失を企業が開示することにより、財務諸表利用者は信用損失の予想に有利な変化があった場合に企業が回収できる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの検討が可能になると説明している（IFRS 第7号 BC48W 項）。

ローン・コミットメント及び金融保証契約

A21. ローン・コミットメント及び金融保証契約に対する予想信用損失は、損失評価引当金ではなく（負債性）引当金として認識されるため、金融資産に係る損失評価引当金はローン・コミットメント及び金融保証契約に係るものと区別して開示すべきとされている。ただし、ある金融商品が貸付金（すなわち、金融資産）と未行使コミットメント（すなわち、ローン・コミットメント）の両方の部分を含んでおり、企業がローン・コミットメント部分に係る予想信用損失を金融資産部分に係るものと区別して識別することができない場合には、ローン・コミットメント部分に係る予

想信用損失を金融資産に係る損失評価引当金と一括して認識すべきとされている。なお、これらの予想信用損失の合計額が金融資産の総額での帳簿価額を超える範囲では、予想信用損失を引当金として認識すべきとされている(IFRS 第7号B8E項)。

(金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明)

A22. IFRS 第7号第35I項では、本資料A18項の調整表を開示する目的及び変動の主要な発生要因の例が示されている。なお、開示例が、適用ガイダンスのIFRS 第7号IG20B項に示されている(別紙2参照)。

(IFRS 第7号第35I項)

第35H項に従って開示した損失評価引当金の変動を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は、当期中の金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明を提供しなければならない。当該情報は、第35H項(a)から(c)に列挙した損失評価引当金を表す金融商品について区分して提供しなければならない。関連する定量的情報及び定性的情報を含めなければならない。損失評価引当金の変動に寄与した金融商品の総額での帳簿価額の変動には、次のものが含まれる場合がある。

- (a) 当報告期間中に組成又は購入した金融商品による変動
- (b) 金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更のうちIFRS 第9号に従って当該金融資産の認識の中止を生じないもの
- (c) 当報告期間中に認識の中止が行われた金融商品(直接償却されたものを含む)による変動
- (d) 損失評価引当金が12か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失のどちらに等しい金額で測定されるのかによって生じた変動

(認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、条件変更が予想信用損失の測定に与える影響)

A23. 金融資産の認識の中止を生じない条件変更の内容及び影響と、条件変更が予想信用損失の測定に与える影響について以下を開示することが要求されている。

(IFRS 第7号第35J項)

認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、そうした条件変更が予想信用損失の測定に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は以下を開示しなければならない。

- (a) 当期中に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していた間に契約上のキャッシュ・フローの条件変更が行われた金融資産について、条件変更前の償却原価及び認識した条件変更による正味の利得又は損失
- (b) 当初認識以降に損失評価引当金が全期間の予想信用損失で測定されていた時に条件変更され、当報告期間中に損失評価引当金が 12 か月の予想信用損失に等しい金額に変化した金融資産について、報告期間の末日現在の総額での帳簿価額

A24. 前項の開示を要求する理由について、IASB は、減損プロジェクト全体を通じて、財務諸表利用者から、IAS 第 39 号に基づく従前の減損についての開示において情報が不十分であった領域の 1 つは債務再編と条件変更であり、特に世界的な金融危機において、企業が自らの金融資産に関して行っている債務再編活動の程度を理解するのが困難であるとの指摘がなされたためと説明している。なお、当該開示は、信用減損資産の条件変更又は信用リスク管理目的で行われた条件変更に限定されず、契約上のキャッシュ・フローのすべての条件変更に適用されるとしている (IFRS 第 7 号 BC48X 項から BC48Z 項)。

(担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響)

A25. 担保及び他の信用補完の信用コストに及ぼす影響について、以下を開示することが要求されている。

(IFRS 第 7 号第 35K 項)

担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするため、企業は、金融商品のクラス別に以下を開示しなければならない。

- (a) 当報告期間の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを、保有する担保又は他の信用補完 (例えば、IAS 第 32 号「金融商品：表示」

(以下「IAS32号」という。)に従った相殺の要件に該当しないネットティング契約)を考慮に入れずに、最もよく表す金額

(b) 保証として保有している担保及び他の信用補完の説明的な記述(以下を含む)

(i) 保有している担保の内容及び質の記述

(ii) 悪化の結果としての当該担保若しくは信用補完の質の著しい変化又は当報告期間中の担保方針の変動の説明

(iii) 担保があることにより企業が損失評価引当金を認識しなかった金融商品に関する情報

(c) 報告日時点で信用減損している金融資産について、保証として保有している担保及び他の信用補完に関する定量的情報(例えば、担保及び他の信用補完が信用リスクをどの程度軽減しているのかの定量化)

A26. 前項の開示について、企業は、担保及び他の信用補完の公正価値に関する情報の開示は要求されず、予想信用損失の計算に含めた担保の正確な価値(すなわち、デフォルト時損失率)の定量化も要求されないとしている(IFRS第7号B8F項)。

A27. 本資料 A25 項の金融資産の信用リスクに対する企業の最大エクスポージャーに関し、IFRS第7号の適用指針では以下のように定められている。

(1) 信用リスクに対する最大エクスポージャーに関し、金融資産の金額は一般的には次の金額を控除した後の帳簿価額の総額となる(IFRS第7号B9項)。

(i) IAS第32号に従って相殺した金額

(ii) IFRS第9号に従って認識した損失評価引当金

(2) 信用リスクを発生させる活動、及びそれに関連した信用リスクに対する最大エクスポージャーには、次のようなものがあるが、これらに限らない(IFRS第7号B10項)。

(a) 顧客への貸出しの供与及び他の企業への預金の預入れ。こうした状況では、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、関連する金融資産の帳簿価額である。

(b) 外国為替契約、金利スワップ及びクレジット・デリバティブなど、デリバ

タイプ契約の締結。その結果生じる資産を公正価値で測定する場合には、報告期間の末日における信用リスクに対する最大エクスポージャーは帳簿価額に等しくなる。

- (c) 金融保証の付与。この場合、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、被保証人が要求された場合に企業が支払わなければならない最大金額であり、負債として計上している金額よりも著しく大きな金額となる場合がある。
- (d) 契約期間にわたり取消不能、又は不利となる重要性がある状況が生じた場合のみに取消可能なローン・コミットメントの提供。発行会社がローン・コミットメントを現金又は別の金融商品で純額決済することができない場合には、最大信用エクスポージャーはコミットメント全額である。これは、実行されていない金額が将来実行されるかどうかは不確実であるからである。負債として計上している金額よりも著しく大きな金額となる場合がある。

(当報告期間中に直接償却したが依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高)

A28. 当該開示では、過去に直接償却されたが依然として履行強制活動の対象となっている金融資産について契約上の未回収残高を開示することは要求されない。これに関し、IASB は、財務諸表利用者から、直接償却された資産が依然として回収可能である程度を理解したいとの要望が寄せられたが、これらの金額を複数期間にわたって追跡することは運用上負担が大きいという作成者のフィードバックを考慮し、過去に直接償却したものについては、信用リスク管理実務に関する第 35F 項(e)の直接償却の方針(本資料 A13 項参照)として説明的な情報を提供することを要求することにしたと説明している(IFRS 第 7 号 BC48J 項)。

(金融商品の区分別、信用リスク格付けごとの、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーの開示)

A29. 信用リスク・エクスポージャーについて、以下を開示することが要求されている。なお、適用ガイダンスの IFRS 第 7 号 IG20C 項に開示例が示されている(別紙 2 参照)。

(IFRS 第 7 号第 35M 項)

財務諸表利用者が企業の信用リスク・エクスポージャーを評価し、信用リスクの著しい集中を理解することができるようにするため、企業は、信用リスク格付けごとに、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーを開示しなければならない。この情報は、以下の金融商品について区分して提供しなければならない。

- (a) 損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融商品
- (b) 損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定していて、以下に該当する金融商品
 - (i) 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品
 - (ii) 報告日時点で信用減損している金融資産（しかし、購入又は組成した信用減損金融資産ではない）
 - (iii) IFRS 第 9 号の 5.5.15 項に従って測定される営業債権、契約資産又はリース債権
- (c) 購入又は組成した信用減損金融資産であるもの

A30. IASB は、前項の開示は、財務諸表利用者に対して信用リスクの変動が予想信用損失の測定に与える影響についての決定要因となる情報を提供するものであり、特に総額での帳簿価額及び IFRS 第 7 号第 35H 項で要求される損失評価引当金の調整表（本資料 A18 項参照）とともに考慮することにより、信用リスクの軽減及び一定期間にわたる全体的な信用リスクの変動に関する目的適合性のある有用な情報を提供するとしている（IFRS 第 7 号 BC48DD 項）。

A31. なお、信用リスクの著しい集中について、信用リスクの集中は、多数の相手方が 1 つの地域に所在している場合や、類似した活動を営んでいる場合、経済的特徴が類似していて契約上の義務を果たす能力が経済状況又は他の状況の変動に同様に影響を受ける場合に存在するとしており、これに関する情報には、例えば、担保掛け目のグルーピング、地域、業種又は発行者の種類が含まれる可能性があるとしている（IFRS 第 7 号 B8H 項）。

A32. 開示に使用する信用リスク格付けの数は、企業が信用リスク管理目的で経営幹部に報告している数と整合的でなければならない。なお、期日経過の情報が唯一の利

用可能な借手固有の情報であり、企業が金融資産について IFRS 第 9 号第 5.5.11 項における 30 日超の期日経過の推定規定に従って信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかを評価する場合には、企業は当該金融資産について期日経過状況別の分析を示さなければならないとされている (IFRS 第 7 号 B8I 項)。

- A33. 企業が予想信用損失を集合的ベースで測定している場合には、個々の金融資産の総額での帳簿価額又はローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーを、全期間の予想信用損失が認識されている信用リスク格付けに配分することができない可能性があるが、その場合には、企業は IFRS 第 7 号第 35M 項の開示要求を、信用リスク格付けに直接配分できる金融商品に適用し、全期間の予想信用損失を集合的ベースで測定した金融商品の総額での帳簿価額を区分して開示すべきであるとされている (IFRS 第 7 号 B8J 項)。
- A34. 単純化したアプローチが適用される営業債権、契約資産及びリース債権については、IFRS 第 7 号第 35M 項 (本資料 A29 項参照) に基づく開示に対し、以下の例外が設けられている。

(IFRS 第 7 号第 35N 項)

企業が IFRS 第 9 号の 5.5.15 項を適用する営業債権、契約資産及びリース債権については、第 35M 項に従って提供する情報は引当マトリクスを基礎とすることができる。

(減損の要求事項が適用されない金融商品に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示)

- A35. IFRS 第 7 号の範囲に含まれるが、IFRS 第 9 号の減損の要求事項が適用されない金融商品について以下を開示することが要求されている。

(IFRS 第 7 号第 36 項)

本基準書の範囲に含まれるが IFRS 第 9 号の減損の要求事項が適用されないすべての金融商品について、企業は、金融商品のクラス別に次の事項を開示しなければならない。

- (a) 報告期間の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを、保有する担保及びその他の信用補完 (例えば、IAS 第 32 号に従って相殺の要件を満たさない相殺契約) は考慮に入れずに、最もよく表す金額。この

開示は、帳簿価額が信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金融商品については必要とされない。

- (b) 担保として保有する物件及びその他の信用補完の説明、並びに信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額 ((a) に従って開示されているのか、金融商品の帳簿価額で表されているのかを問わず) に関してのそれらの財務的影響 (例えば、担保及びその他の信用補完が信用リスクを軽減している程度の数値化)

(その他の開示)

A36. IFRS 第 7 号は、信用リスクに関するその他の開示として以下を定めている。IASB は、資産の処分にかかる活動の頻度、及び担保を取得し、その価値を実現する企業の能力に関する情報を提供するものであり、有用であることから、開示を求めたとしている (IFRS 第 7 号 BC56 項)。

(IFRS 第 7 号第 38 項)

企業が当期中に、担保として保有する物件を所有するか又はその他の信用補完 (例えば、保証) を要求することにより、金融資産又は非金融資産を獲得し、当該資産が他の IFRS の認識規準を満たす場合には、企業は、報告日現在で保有している当該資産について、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 獲得した資産の性質と帳簿価額
- (b) 当該資産が容易に換金可能でない場合には、当該資産の処分又は事業での使用に関する方針

以 上

別紙2 IFRS第7号の適用ガイダンス

信用リスク（第35A項から第36項、B8A項からB10項）

IG20A 以下の例は、企業がIFRS第7号の第35A項から第35N項で要求されている開示を提供する可能性のある方法を例示している。しかし、これらの例示は、開示要求を適用するすべての考え得る方法を扱っているわけではない。

第35H項及び第35I項の適用の例示

IG20B 次の例は、第35H項から第35I項で要求している損失評価引当金の変動及び損失評価引当金の変動の原因となった金融資産の総額での帳簿価額の著しい変動に関する情報を提供する1つの方法を示している。この例は、購入又は組成した信用減損金融資産に関する要求事項は示していない。

住宅ローン—損失評価引当金	12か月の 予想信用 損失	全期間の予想 信用損失(集合 的に評価)	全期間の予想 信用損失(個別 に評価)	信用減損金融 資産(全期間の 予想信用損失)
CU 1000				
1月1日現在の損失評価引当金	X	X	X	X
1月1日現在で認識されている金融 商品による変動:				
—全期間の予想信用損失への振替	(X)	X	X	—
—信用減損金融資産への振替	(X)	—	(X)	X
—12か月の予想信用損失への 振替	X	(X)	(X)	—
—当期中に認識の中止が行われた 金融資産	(X)	(X)	(X)	(X)
組成又は購入した新規の金融資産	X	—	—	—
直接償却	—	—	(X)	(X)
モデル/リスク変数の変更	X	X	X	X
外国為替及びその他の変動	X	X	X	X
12月31日現在の損失評価引当金	X	X	X	X

損失評価引当金の変動の原因となった住宅ローンの総額での帳簿価額の著しい変動は、次のものであった。

- ・ ABCプライム住宅ローンのポートフォリオは、住宅ローン勘定をx%増加させ、これに対応して12か月の予想信用損失で測定された損失評価引当金の増加があった。
- ・ 地域市場の崩壊を受けてのCUXXのDEFポートフォリオの直接償却により、客観的な証拠のある金融資産に係る評価損失引当金がCUX減少した。
- ・ 地域Xにおける失業率の上昇により、損失評価引当金が全期間の予想信用損失と同額の金融資産の正味の増加が生じ、全期間の予想信用損失による損失評価引当金の純増CUXが生じた。

住宅ローンの総額での帳簿価額の著しい変動を、下記にさらに詳細に説明している。

住宅ローン—総額での帳簿価額	12か月の 予想信用 損失	全期間の予想 信用損失(集合 的に評価)	全期間の予想 信用損失(個別 に評価)	信用減損金融 資産(全期間の 予想信用損失)
CU '000				
1月1日現在の総額での帳簿価額	X	X	X	X
全期間の予想信用損失に振り替えられた個別の金融資産	(X)	—	X	—
信用減損金融資産に振り替えられた個別の金融資産	(X)	—	(X)	X
信用減損金融資産から振り替えられた個別の金融資産	X	—	X	(X)
集散的に評価された金融資産	(X)	X	—	—
組成又は購入した新規の金融資産	X	—	—	—
直接償却	—	—	(X)	(X)
認識の中止が行われた金融資産	(X)	(X)	(X)	(X)
認識の中止を生じない条件変更による変動	(X)	—	(X)	(X)
その他の変動	X	X	X	X
12月31日現在の総額での帳簿価額	X	X	X	X

第35M項及び第35N項の適用の例示

IG20C 下記の例は、企業の信用リスク及び著しい信用リスクの集中に関する情報を IFRS 第7号の第35M項に従って提供するいくつかの方法を例示している。IFRS 第7号の第35M項に従った情報の開示に使用する等級の数は、企業が内部の信用リスク管理目的で経営幹部に内部で報告するために使用している数と整合させなければならない。しかし、信用リスク格付けの等級に関する情報が過大なコストや労力を掛けないと利用可能でなく、企業が IFRS 第9号の5.5.11項に従って信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価するために期日経過の情報を使用する場合には、企業は当該金融資産について期日経過の状況の分析を提供しなければならない。

消費者ローンの信用リスク・エクスポージャー（内部格付け等級別）

20XX年 CU '000	顧客—クレジットカード 総額での帳簿価額		顧客—自動車 総額での帳簿価額	
	全期間	12か月	全期間	12か月
	内部格付け 1-2	X	X	X
内部格付け 3-4	X	X	X	X
内部格付け 5-6	X	X	X	X
内部格付け 7	X	X	X	X
合計	X	X	X	X

企業ローンの信用リスク・プロファイル（外部格付け等級別）

20XX年 CU '000	企業—設備 総額での帳簿価額		企業—建設 総額での帳簿価額	
	全期間	12か月	全期間	12か月
	AAA—AA	X	X	X
A	X	X	X	X
BBB—BB	X	X	X	X
B	X	X	X	X
CCC—CC	X	X	X	X
C	X	X	X	X
D	X	X	X	X
合計	X	X	X	X

企業ローンの信用リスク・プロファイル（債務不履行確率別）				
20XX年 CU'000	企業－無保証 総額での帳簿価額		企業－保証付 総額での帳簿価額	
	全期間	12か月	全期間	12か月
	0.00－0.10	X	X	X
0.11－0.40	X	X	X	X
0.41－1.00	X	X	X	X
1.01－3.00	X	X	X	X
3.01－6.00	X	X	X	X
6.01－11.00	X	X	X	X
11.01－17.00	X	X	X	X
17.01－25.00	X	X	X	X
25.01－50.00	X	X	X	X
50.01+	X	X	X	X
合計	X	X	X	X

以上